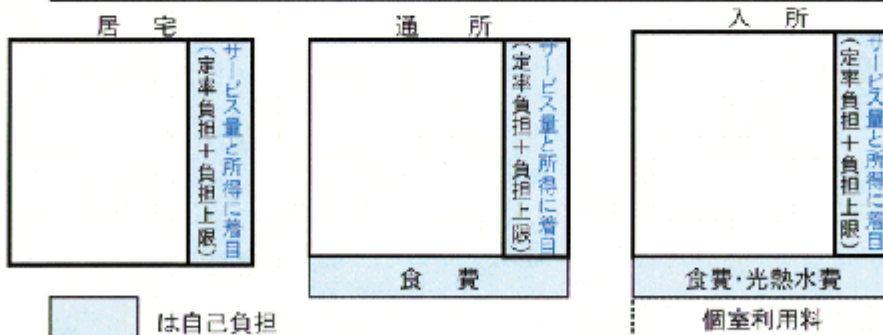


重症心身障害児施設の 費用負担と手続き

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方 — 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 —

- (居宅、通所)
○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担
- (入所)
○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



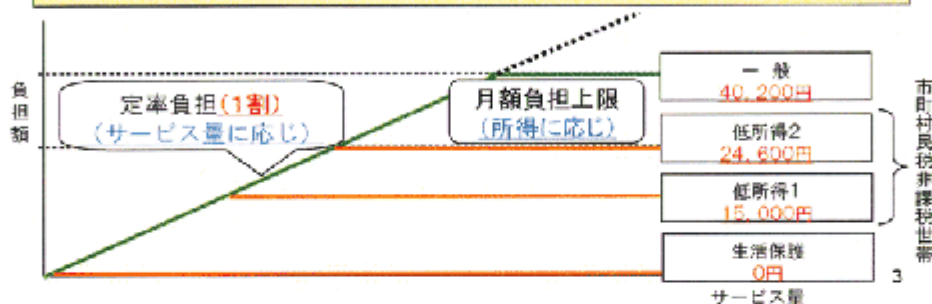
この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものが対象となる。

(定率負担に係る措置) 利用者負担の月額上限措置について

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯であつて世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）未満である世帯に属する者
 - グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方
- ③低所得2：世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者
 - 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一般：市町村民税課税世帯



施設利用に係る実費負担

- 施設利用の場合と地域で生活する場合との費用負担の均衡を図るため、食費、光熱水費について自己負担とするとともに、個室利用(障害の状態等から個室利用が不可欠な場合を除く)に係る費用について利用者の負担とする。
- 食費等の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

(参考)施設利用に係る食費、光熱水費の現状

(1)入所施設
食費4,8万円/月、光熱水費1,0万円/月

(2)通所施設
食費650円/日

注)食費、光熱水費のコストは、個々の施設によって異なるが、上記の数値は、高齢者施設等の状況を踏まえ推計したもの。

○重症心身障害児施設に係る制度改正について

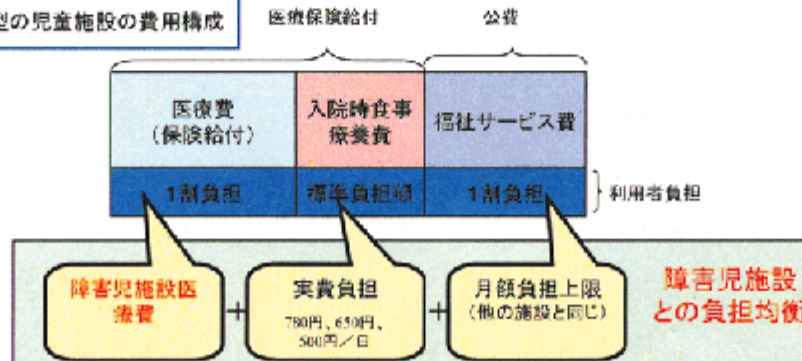
	現在	10年10月	
		18歳未満	18歳以上(療養介護に移行した場合)
サービス提供に係る制度	指配制度	利用契約制度に移行 ※虐待などにより保護する必要がある場合には措置 (児§7⑦)	利用契約制度に移行 ※支給決定に当たって、統一的なアセスメント、障害程度区分や市町村審査会を導入 (自§5⑤)
サービス内容	重症心身障害児施設における保護並びに治療及び日常生活の指導	重症心身障害児施設における保護並びに治療及び日常生活の指導 (児§24の2①)	療養介護として提供される機能訓練その他医療及び療養上の管理等 (自§7①)
利用料	負担能力に応じて徴収	実費負担(食費等)+サービス量と所得に著目した負担(別紙のとおり) (児§24の2②)	実費負担(食費等)+サービス量と所得に著目した負担(別紙のとおり) (自§29)
実施主体	都道府県・指定都市	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	市町村
その他		障害児施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に5年以内に結論を得ることとしている。	(注)18歳以上の者についても、自分の間は18歳未満児と同様のサービスを受けることができる。

医療型入所施設の負担の変化

見直しの内容(平成18年10月実施)

- 医療型入所施設(重症心身障害児施設等)に係る福祉サービスの利用者負担は、福祉型入所施設と同じように定率(1割)負担
- 食費負担(入院時食事療養費に係る標準負担)は、自己負担
- 医療費負担については、新たに障害に係る障害児施設医療費を創設し負担する。
- 障害児施設医療費に係る、利用者負担は1割(上限額については別途並びとする。)
- 保護者負担の総額については、他の障害児施設同様上限を定める。

医療型の児童施設の費用構成



障害児施設の利用について

